

日本混合研究法学会会則

第1章 総則

第1条 この学会は、日本混合研究法学会（Japan Society for Mixed Methods Research）（以下「本会」という。）と称する。

第2条 本会は、東京都文京区大塚5丁目3番13号 ユニゾ小石川アーバンビル4階 一般社団法人学会支援機構内に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は、量的研究アプローチと質的研究アプローチのハイブリッドである混合研究法の研究実践における活用を推進することを目的とする。具体的には、下記のとおりである。

- (1) 混合研究法を支える哲学的基盤を検討し、研究手続きのあり方の精緻化をめざすことで研究手法としての発展をめざす。
- (2) 混合研究法がもつシナジー効果を効率的に明示するための研究発表や論文執筆の方法を検討し、確立する。
- (3) 混合研究法を学の境界を越えて広く普及するために効果的な教育方法の確立をめざす。
- (4) これらの促進のため、多領域の研究者を対象に研究発表・討論などの学術的交流の場を設ける。

第4条 本会は、前項の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学会誌の編集と発行
- (2) 年次大会その他研究会、セミナー、ワークショップなどの開催
- (3) 国内外の研究・教育・実践に関する交流の促進
- (4) ニュースレターの編集と発行
- (5) その他必要な事項

第3章 会員

第5条 本会の会員は以下のとおりとする。

- (1) 正会員
- (2) 学生会員
- (3) シニア会員
- (4) 賛助会員

第6条 正会員とは、研究や教育・実践に携わっている者で、本会の趣旨に賛同する個人をいう。

第7条 学生会員とは、大学・大学院に在学し、本会の趣旨に賛同する個人をいう。

第8条 シニア会員とは、70歳以上の者で、本会の趣旨に賛同する個人をいう。

第9条 賛助会員とは、本会の事業に賛同し、財政的な援助をなす法人または個人をいう。

第10条 本会会員の年会費は以下のとおりとする。

- (1) 正会員 8,000円
- (2) 学生会員 4,000円
- (3) シニア会員 4,000円
- (4) 賛助会員 一口30,000円

第11条 本会に入会しようとする者は、入会申込書を事務局へ提出し、理事会の承認を得なければならない。

第12条 本会を退会しようとする者は、その意向を電子メールか文書で事務局に提出するものとする。2年以上にわたる会費未納者、及び本会の名誉を著しく傷つけたり、損害を与えたりした者に対しては、理事会の議を経て退会とすることができる。

第4章 役員及び運営

第13条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 1名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名
- (5) 顧問 若干名
- (6) 特任理事 若干名

第14条 理事長は理事会から選出され、本会を代表して会務を統括する。

第15条 副理事長は理事会から選出され、理事長を補佐する。

第16条 理事は、会員による選挙、又は理事会の議により選出され、総会で承認を得た後任命される。人数及び選出方法は別途定める。

第17条 監事は、会員による選挙により選出され、総会で承認を得た後任命される。本会の運営及び会計を監査する。

第18条 顧問は、会員または非会員から理事会により選出することができ、総会で承認を得た後任命される。本会の運営に関する助言、その他の本会に対する貢献を行う。

第19条 特任理事は原則として海外在住の非会員の有識者から理事会により選出することができ、総会で承認を得た後任命される。本会の発展に寄与することを使命とする。

第20条 理事長及び副理事長は、理事会での互選により選出され、総会の承認を得た後任命される。

第21条 役員の任期は2年とする。

第22条 本会は、年次大会を年に1回開催する。

第23条 総会は全会員をもって構成し、本会の最高議決機関として、本会の運営に関する方針その他の重要事項を決定する。総会は年に1回開催する。

第24条 理事会は、理事（理事長及び副理事長を含む）をもって構成し、本会の事業計画の策定と事業運営を行う。

第25条 事務局は、理事会の議によるところに置き、本会の運営事務に関する業務を行う。

第5章 会計

第26条 本会の経費は、会費、寄付金及び補助金などで賄う。会計年度は毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 雑則

第27条 本会則の改正は、理事会の議を経て、総会における出席者の2分の1以上の同意によって行われる。ただし、第2条の事務局所在地の変更は理事会の議による。

附則

1. この会則は2015年4月17日施行とし、本学会の設立日を2015年4月17日とする。
2. 本会の設立時の理事及び監事は、総会の承認を得られたことをもって、選挙により選ばれたものとみなす。
3. 総会により承認される前の役員により構成される理事会での議は、総会による承認を前提に有効とみなす。また役員は選出された時点で、総会による承認前においても必要により役職名を使用することができる。
4. この会則は、2021年4月22日に施行する。